

令和9年4月～令和10年3月利用開始

保育所利用申込み案内



白子町キャラクター
げんき君

白 子 町

目次

はじめに	- 1 -
1. 保育所とは	- 1 -
2. お問い合わせ先	- 1 -
認定区分と利用できる施設	- 2 -
支給認定	- 3 -
1. 対象となるお子さんについて	- 3 -
2. 支給認定の種類について	- 3 -
3. 支給認定区分別の認定有効期間について	- 3 -
4. 保育の必要量に応じた区分	- 4 -
5. 保育を必要とする事由と有効期間について	- 5 -
6. 提出書類について	- 6 -
(1) 提出書類	- 6 -
(2) 提出書類の注意事項	- 6 -
(3) 様式配布場所	- 7 -
(4) 共通書類	- 7 -
申込みの流れ	- 8 -
令和9年4月入所の利用申込スケジュール	- 9 -
保育料等について	- 10 -
(1) 保育料の徴収	- 10 -
(2) 保育料の算定	- 10 -
(3) 保育料の切替え	- 10 -
(4) 令和8年度の保育料	- 11 -
その他	- 12 -
1. ご家庭の状況に変動があった場合は、必ず保育所に届けてください。	- 12 -
2. 令和9年度クラス編成について	- 12 -
3. 町内の保育所について	- 12 -

はじめに

1. 保育所とは

保育所は、保護者が仕事や病気、出産、介護などの理由により、家庭でお子さんを保育することが難しいときに、保護者に代わってお子さんをお預かりし、健やかな成長を支える児童福祉施設です。保育士等が家庭と連携しながら、一人ひとりの発達や生活リズムに合わせて、安心して過ごせる環境の中で保育を行います。

入所できるのは、保護者全員が「保育を必要とする事由」に該当し、町が保育の必要性を認定した場合です。そのため、「集団生活を経験させたい」「友だちと遊ばせたい」といった理由だけでは、保育所の利用申込みはできません。

また、保育所は公費も活用して運営されています。限られた保育の受け皿を、本当に必要とするご家庭が適切に利用できるよう、入所後に就労状況や家庭状況に変更があった場合は、速やかに届け出をお願いします。

保育所では、お子さんが安心して生活し、遊びや人との関わりを通して成長していけるよう、保護者の皆さまと連携しながら保育を行います。

※ 「保育を必要とする事由」については、後ほど5ページの【保育を必要とする事由と有効期間について】で詳しく説明します。

2. お問い合わせ先

〒299-4292

千葉県長生郡白子町関5074番地の2

住民課 子育て支援係（役場庁舎1階）

★正面玄関から入り左手へお進みください。産業課の前が子育て支援係です。

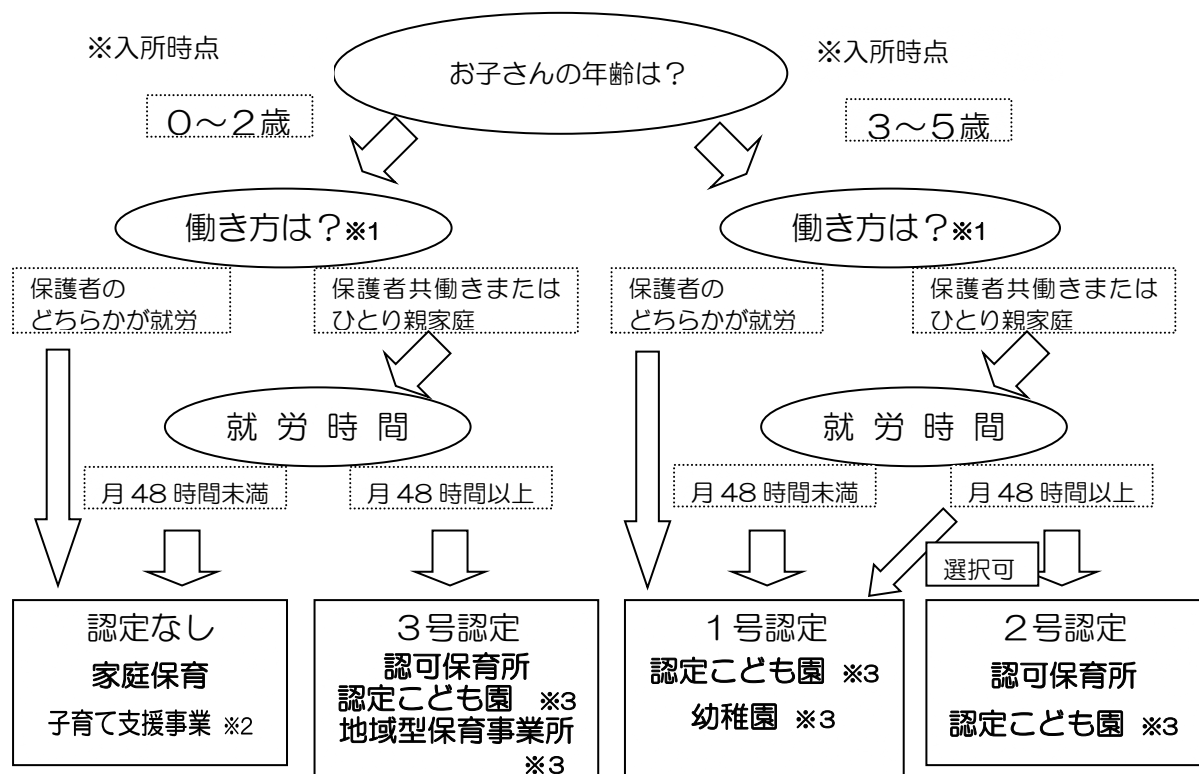
電話：0475-33-2178（直通）

受付時間 8：30～17：15（土日祝・年末年始除く）



認定区分と利用できる施設

「子ども・子育て支援新制度」では、すべてのお子さんが希望する教育や保育を受けることができるよう、保護者の働き方等の状況により利用施設や利用時間が決まります。



- ※1 就労以外に、妊娠・出産、保護者の疾病・障がいなど「保育を必要とする事由」（5ページをご覧ください）に該当する場合、2・3号認定を受けることができます。
- ※2 子育て支援事業には、一時保育事業があります。南白亀保育所で実施しています。また、各保育所で園庭開放を行っているほか、子育てに悩みや不安を感じている方、保育士のアドバイスを受けたい方を対象に育児相談も行っています。（利用を希望する場合は、直接保育所へお申し込みください。）
保健師による育児相談を受けたい場合は、町の健康福祉課 健幸づくり係へお問い合わせください。（☎0475-33-2179）
- ※3 白子町内にはありません。

支給認定

認可保育所の利用を希望する場合は、支給認定を受ける必要があります。

1. 対象となるお子さんについて

白子町に住所を有する0歳（生後6ヶ月を経過した乳児）～5歳までの集団生活が可能なお子さんです。

2. 支給認定の種類について

教育・保育を必要とする事由や年齢に応じた3つの支給認定区分によって、利用できる保育施設が決まります。

【教育・保育給付認定の種類】

支給認定区分	対象のお子さん	利用できる主な施設
2号認定 （保育認定）	保育を必要とする 満3歳以上	認可保育所 認定こども園 ※1
3号認定 （保育認定）	保育を必要とする 満3歳未満	認可保育所 地域型保育、認定こども園 ※1
1号認定 （参考）	教育を希望する 満3歳以上	幼稚園、認定こども園 ※1

※1 白子町内にはありません。

3. 支給認定区分別の認定有効期間について

支給認定区分	有効期間
1号認定	小学校就学前まで
2号認定	小学校就学前まで
3号認定	3歳の誕生日の2日前まで

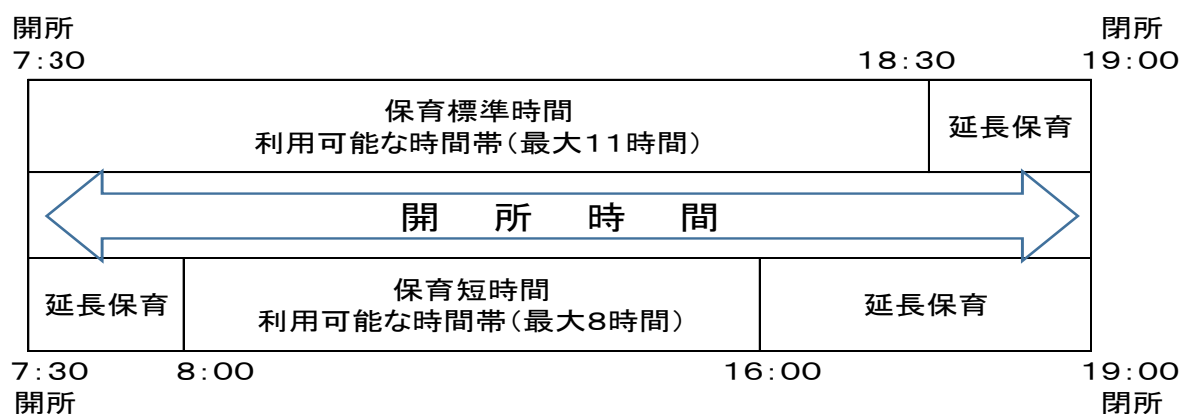
※ 3号認定は有効期間が終了する前に、新たに2号認定の支給認定証を交付します。

4. 保育の必要量に応じた区分

2号認定または3号認定を受けた方は、保育の必要量によってさらに『保育標準時間』『保育短時間』のいずれかの認定を受けるようになります。

認定区分	保育の必要量	預かり時間
保育標準時間	1ヶ月あたり120時間以上かつ 週30時間以上の就労	最大11時間まで (フルタイム就労を想定した利用時間) 7:30~18:30+必要に応じた延長
保育短時間	1ヶ月あたり48時間以上の就労	最大8時間まで (パートタイム就労を想定した利用時間) 8:00~16:00+必要に応じた延長

◆イメージ



◆保育時間(月曜日～金曜日まで)

保育利用範囲	延長保育
(標準時間) 7:30~18:30	18:30~19:00
(短時間) 8:00~16:00	7:30~8:00 16:00~19:00

※ 土曜日に保育を必要とされる方(両親共に土曜日就労されている方に限る)及び、勤務時間や通勤時間の都合で、利用範囲内でお迎えが間に合わない世帯を対象に、延長保育を実施しています。希望される方は、入所説明会の時に直接保育所にお申し込みください。

5. 保育を必要とする事由と有効期間について

「保育を必要とする事由」として認められるのは次の項目です。

保育認定事由	認定対象	有効期間始期	有効期間終期
就労	月 48 時間以上（1 日 4 時間以上かつ月 12 日以上）の就労	就労開始（復帰）月、就労を開始したことを届け出た翌月（求職活動の場合）	退職した月、就労証明書に記載された雇用終期までの月の月末まで
妊娠・出産	妊娠中または出産後間もない	出産予定月 2 ヶ月前（多胎妊娠の場合は 4 ヶ月前から）	出産後 2 ヶ月後の月末まで
疾病・障害	疾病・障害がある	利用開始希望月、もしくは疾病内容がわかる主治医の意見書、障害者手帳の交付を受けたことを届け出た翌月	疾病が治癒した月、もしくは障害者手帳の有効期限月の月末まで
介護・看護	同居または長期入院等している親族の介護・看護をしている	利用開始希望月、もしくは同居及び別居親族の介護・看護を始めたことを届け出た翌月	介護・看護が不要になった月の月末まで
災害復旧	震災・風水害・火災その他の復旧にあたっている	被災し、災害復旧に従事し始めた月	災害復旧への従事を完了した月の月末まで
求職活動 開業準備	求職活動または起業準備をしている	求職活動（開業準備）開始月、もしくは求職活動（開業準備）開始を届け出た翌月	求職活動（開業準備）を開始した月から 3 ヶ月後の月末まで
就学	大学・専門学校・訓練学校等に通っている	就学開始月、もしくは就学開始したことを届け出た翌月	卒業（修了）日を迎える月の月末まで

※ 妊娠・出産または求職活動の方が、その後も継続して利用を希望する場合は、新たに保育を必要とする事由が分かる書類（就労証明書等）を提出してください。

6. 提出書類について

(1) 提出書類

- ① 白子町施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
- ② 保育所入所申込書
- ③ 保育を必要とする事由を証する書類

No.	保育の理由	必要書類	
1	就労 (雇用者)	就労証明書 きょうだいで申請の場合はコピー可 ※同居で就労している65歳未満の方全員分	
2	妊娠・出産	母子手帳の写し等・申立書	
3	保護者の疾病・障害	疾病の方	診断書・申立書等
		障害の方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し・申立書
4	親族の介護・看護	診断書・申立書	
5	災害復旧	罹災証明書・申立書	
6	求職活動	求職活動申告書・申立書	
7	就学	在学証明書や授業時間が確認できる書類	

※ 提出していただいた書類を確認後に、追加で書類が必要な場合には別途ご連絡いたしますので、ご協力をお願いいたします。

(2) 提出書類の注意事項

提出書類はお返しできませんので、お手元に写しを残しておきたい方は提出前にコピー等をお願いいたします。

申込みの際に提出された保育施設に入所できた場合、現時点よりも就労日数・時間数が増加することが決定している方は、就労証明書にその旨を記入してください。

また、時間外勤務や休日出勤等がある場合は、備考欄に記入してください。申込み期間終了後に転職した場合は速やかに就労証明書を再度提出してください。

(3) 様式配布場所

住民課 子育て支援係および各保育施設で受け取ることができます。
また、ホームページからもダウンロードできます。



▲ 町ホームページはこちらから

(4) 共通書類

◆きょうだいで同時に申込みする場合、それぞれに用意してください◆

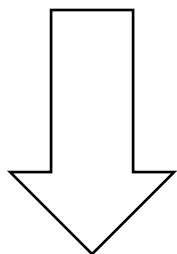
- (1) 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
- (2) 保育所入所申込書

◆きょうだいで同時に申込みする場合、併用が可能です◆

- (1) 就労証明書

申込みの流れ

申請書の提出（教育・保育給付認定申請書）

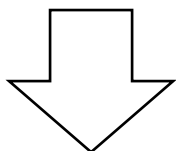


- ・保育所入所申込みと兼ねて保育の必要性の「認定」を受けるための申請です。
- ・個人番号の記入を忘れずをお願いします。
- ・「保育を必要とする事由」により認定するため、状況を証する書類が必要です。
- ・住民課子育て支援係で支給認定申請書の提出を受け付けます。

11月9日（月）～11月20日（金）

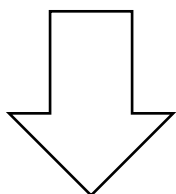
※ 町ホームページでも書式を掲載しています。

調査・調整



- ・「保育の必要性」の有無を確認します。
- ・書類の内容を確認し、入所の決定を行います。
- ・状況により、電話等で確認させていただく場合があります。

支給認定・入所承諾書



- ・支給認定証、施設利用承諾書により通知します。
「保育の必要性」から判断しますので、希望に添えない場合もあります。通知は、1月中旬を予定しています。

入所説明会

- ・入所にあたり準備するものなどの説明会を行います。
日程については、後日ご連絡いたします。
2月に開催予定（白潟2／10 関2／8 南白亀2／9）
※変更の場合もあります。
午前10時～説明会
午後1時～4時の間で面談（お子さん同伴をお願いします）
※ 各保育所で面談の時間を要予約

入所申込先

住民課 子育て支援係（庁舎1階 産業課前）

令和 9 年 4 月入所の利用申込スケジュール

申込書配付期間	10月5日（月）から 住民課 子育て支援係、各保育所、ホームページ
申込受付期間	11月9日（月）から11月20日（金）まで
申込受付時間	午前9時から午後5時まで
申込書提出場所	住民課 子育て支援係 ※ すべての必要書類を揃えてから提出してください。
提出書類	①白子町施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付 認定申請書 ②保育所入所申込書 ③保育を必要とする事由を証する書類 （就労証明書等、6ページ参照）

保育料等について

(1) 保育料の徴収

- ・ 保育料の徴収は原則金融機関からの口座振替になります。
- ・ 施設利用承諾書送付時に振替依頼書を同封します。

【口座振替のできる金融機関】

長生農協・房総信用組合・ゆうちょ銀行・千葉銀行・千葉興業銀行・京葉銀行

- ・ 保育料は、口座振替の手続きをした金融機関から、毎月末（土日祝の場合は翌営業日）に引き落とされます。（12月分は25日となります）

※ 入所予定月の2ヶ月前までに、金融機関へ預金口座振替依頼書を提出してください。

(2) 保育料の算定

- ・ 保育料の算定は、「市町村民税所得割課税額」に応じて階層区分が決定されます。
（児童の年齢と父母等の「市町村民税所得割課税額」の合算した額で算定します）
- ・ 保育料算定に必要な税情報のない方（未申告等）は、正しい保育料の算定ができないため、最高階層（第8階層）で仮算定させていただくことになります。

(3) 保育料の切替え

- ・ 住民税は6月に賦課決定され、その後に保育料の算定を行うため、毎年9月が保育料の切替え時期となります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の住民税に基づく保育料 (令和7年1月～令和7年12月までの収入・所得)					当年度の住民税に基づく保育料 (令和8年1月～令和8年12月までの収入・所得)						

※ 令和8年1月2日以降に白子町に転入された方については、マイナンバーでの照会ができないなど、課税証明書が必要となる場合があります。詳しくは、住民課子育て支援係までお問い合わせください。

(4) 令和8年度の保育料

「幼児教育・保育無償化」により3歳以上児については、令和元年10月より保育料が無償となりました。また、給食費（主食および副食）については、令和3年4月から子育てしやすい環境を整備するため完全給食を実施しています。主食分と副食分を合算して給食費としてご負担いただきます。

白子町の保育料は以下のとおりです。

＜保育料＞

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分			3歳未満児			3歳児以上		
			利用者負担額（保育料）			給食費		
階層区分	定 義		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
第1	生活保護世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円
第2	市町村民税非課税世帯		0円	0円	0円	0円	0円	0円
第3	所得割課税額	世帯 48,600円未満	14,100円	7,000円	0円	0円	0円	0円
第4-1		57,700円未満 (年収約360万円未満相当)	20,200円	10,100円	0円	0円	0円	0円
第4-2		97,000円未満	20,200円	10,100円	0円	5,000円	2,500円	0円
第5		169,000円未満	31,400円	15,700円	0円	5,000円	2,500円	0円
第6		301,000円未満	38,200円	19,100円	0円	5,000円	2,500円	0円
第7		397,000円未満	42,300円	21,100円	0円	5,000円	2,500円	0円
第8		397,000円以上	55,100円	27,500円	0円	5,000円	2,500円	0円

※ 1/2で生じた100円未満は切り捨てとなります。

【多子世帯の軽減について】

町では、多子世帯のご家庭を対象にお子さんの年齢制限や所得制限を撤廃し、利用者負担額（保育料）または給食費の軽減をしています。

生計を同一にし、就学等で別居しているお子さんがいる場合は、「多子世帯生計同一申出書」の提出をお願いします。

～お願い～

所得や世帯の変更等が生じた場合は、保育所まで連絡をお願いします。

その他

1. ご家庭の状況に変動があった場合は、必ず保育所に届けてください。

- ・住所が変わったとき
- ・保護者の勤務先・勤務時間が変わったとき
- ・家族状況が変わったとき

2. 令和9年度クラス編成について

保育所のクラス編成は、4月1日時点の満年齢によって区分されます。
年度途中で年齢が上がっても、1つ上のクラスに変更になることはありません。

受入年齢	利用申込をするお子さんの生年月日	卒 園
5歳児	令和3(2021).4.2～令和4(2022).4.1	令和10(2028).3.31
4歳児	令和4(2022).4.2～令和5(2023).4.1	令和11(2029).3.31
3歳児	令和5(2023).4.2～令和6(2024).4.1	令和12(2030).3.31
2歳児	令和6(2024).4.2～令和7(2025).4.1	令和13(2031).3.31
1歳児	令和7(2025).4.2～令和8(2026).4.1	令和14(2032).3.31
0歳児	令和8(2026).4.2～令和9(2027).4.1	令和15(2033).3.31

3. 町内の保育所について

保育所名	所在地	連絡先
白湊保育所	白子町八斗1486	0475-33-3183
関保育所	白子町関6722	0475-33-3981
南白亀保育所	白子町牛込85	0475-33-3339

